

議案第 1 1 0 号

川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 3 0 年 9 月 3 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例

川崎市小児医療費助成条例（平成 7 年川崎市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「次の各号のいずれかに規定する者の保護者の当該各号に規定する」を「幼児及び児童の保護者の 9 月 1 日（以下「基準日」という。）の属する年の前年の」に改め、「各号に規定する」を削り、「ときは」の次に「、当該幼児及び児童が基準日から翌年の 8 月 3 1 日までの間に受けた医療（入院に係るものを除く。）に係る医療費については」を加え、各号を削る。

第 5 条に次のただし書を加える。

ただし、前条第 1 項の規定に該当する場合には、医療証の交付については、この限りでない。

第 7 条第 1 項中「乳幼児等」の次に「（その保護者が第 4 条第 1 項の規定に該当する場合を除く。以下この条及び第 9 条において同じ。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 3 1 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

入院医療費の助成対象となる保護者の所得の制限を廃止するため、この条例を制定するものである。